

普段は目立たない「予防接種の大切な目的」

予防接種とは「ワクチン（予防接種に使う薬）」を注射したりのませるなどして、病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くすることをいいます。

◆ 予防接種の目的

①個人免疫を獲得すること

②集団免疫を獲得すること

集団免疫とは…

対象の接種率を高めることで、感染の広がりを小さくし、社会全体を防衛することを意味します。

下記のようなワクチンを受けられない人が感染する可能性を減少することができます。

- ・病気や妊娠のために予防接種を受けられない人
- ・月齢が小さく予防接種を受けられない乳児
- ・体力が低下した高齢者
- ・ワクチンを受けたが免疫が十分についていない人

ワクチンが普及した現在、多くの方が免疫を獲得したことで、感染症が流行しなくなったように見えますが、接種率が下がると再び感染症が大流行する可能性があります。

国内では 2023 年頃から百日せき患者が増加傾向にあり、予防接種を受けられない生後 0～2 か月の乳児が感染し、死亡する事例もおきています。

ご自身と周りの方のためにも予防接種をご検討ください。

◆ 予防接種の種類

◇定期接種とは

予防接種法で接種することを勧めている、市町村長の責任で実施するもの。

健康被害が生じ、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した時は、予防接種後健康被害救済制度による給付を受けることができる。

【定期接種 A 類疾病】 集団免疫の獲得や重篤な疾患の予防に重点を置いたもの

例) ロタウイルス感染症・B 型肝炎・小児の肺炎球菌感染症・ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・Hib 感染症・結核・麻しん・風しん・水痘（水ぼうそう）・日本脳炎・ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症

→必要な予防接種をすべて受けた場合の費用一人当たり約 36 万円を町が助成しています。

【定期接種 B 類疾病】 個人免疫の獲得に重点を置いたもの

例) 高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌感染症・新型コロナウイルス感染症・带状疱疹 等

→65 歳以上の方を対象として、費用の全部または一部を助成しています。

◇任意接種とは

個人または保護者の判断で接種するもの

接種の副作用により疾病、障害が生じた場合や死亡した場合は、医薬品副作用被害救済制度の給付対象となる。

例) 小児のおたふくかぜ、定期接種期間内に接種できなかった予防接種（一部）

高齢者以外のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・带状疱疹

→費用の全部または一部を助成しています。

◆お問合せ先 保健福祉課健康グループ ☎ 35 - 2120